二　内部格付手法採用最終指定親会社が、購入債権の譲渡人とサービサーの適格性を判定するための明確かつ有効な指針及び手続を設けており、当該内部格付手法採用最終指定親会社又はその受託者が、購入債権の譲渡人又はサービサーから送付される報告書の正確性の検証、詐欺的行為及び運営上の欠陥の調査、購入債権の譲渡人の信用供与の基準並びにサービサーの回収に関する指針及び手続を確認するために、購入債権の譲渡人及びサービサーについて定期的な査定を行っており、かつ、当該査定の結果を書面に詳細に記録していること。

三　内部格付手法採用最終指定親会社が、購入債権の譲渡人が設定する債務者への信用供与の上限を超過した信用供与の有無、購入債権の譲渡人による支払の遅延、信用力の低い債権及び悪質な支払猶予の履歴、支払条件、相殺されうる額その他の購入債権のプールの特性について評価できること。

四　内部格付手法採用最終指定親会社が、特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一の債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項の購入リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

五　内部格付手法採用最終指定親会社が、サービサーから購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化に関する詳細な報告書を適時に受領しており、購入債権に関する当該内部格付手法採用最終指定親会社の適格基準及び信用供与の基準に適合していることを確認し、かつ、購入債権の譲渡人の売却条件及び希薄化を監視し確認することができること。

5　第一項第三号の「ワークアウトのシステムに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部格付手法採用最終指定親会社が、誓約条項、信用供与の基準、信用供与の集中制限、早期償還条項、その他の当該購入債権の購入に関する契約の条項及び利率並びに購入債権の適格性を定める最終指定親会社等内の指針の遵守状況を監視するために、明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けており、かつ、当該情報システム上誓約条項違反及び権利放棄並びに既存の指針及び手続の例外的な取扱いを記録していること。

二　当該内部格付手法採用最終指定親会社が、購入債権について不適切な信用供与が行われることを防止するために、過剰な信用供与の発見、承認、監視及び是正のための明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けていること。

三　リボルビング型取引における早期解約条項その他の誓約条項、誓約条項違反に対する対応策並びに法的手続の開始及び信用力が低下したエクスポージャーの処理に関する明確かつ有効な指針及び手続の制定その他の財務状態の劣化した購入債権の譲渡人若しくはサービサーを設け、又は購入債権プールの質が劣化した場合の取扱いに関する明確かつ有効な指針を設けていること。

6　第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」とは、次に掲げる性質のすべてを満たすものをいう。

一　利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関するすべての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。

二　内部管理上、信用供与の対象が、特定の担保、サービサーによる証明書、請求書明細又は船荷証券等の書面が付されたものに限定されていること。

7　第一項第五号の「すべての主要な内部格付手法運採用最終指定親会社内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一　購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

二　購入債権の譲渡人及びサービサーを評価する担当者と債務者を評価する担当者との間並びに購入債権の譲渡人及びサービサーに対する内部評価の担当者と外部評価の担当者との間が分離独立していることの確認

三　バック・オフィスに対する評価（担当者の資格、経験、人的構成の適切性及び支援システムに重点を置いたもの）

（検証）

第二百十一条　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。

（バック・テスティング）

第二百十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、これらの値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて年一回以上の頻度で定期的にLGDの推計値と実績値を比較し、これらの値の乖離の度合いが当該エクスポージャーに付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

3　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、これらの値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれの値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

5　前各項に定める比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

一　可能な限り長期にわたる過去のデータが使用されていること。

二　比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類が整備されていること。

（外部データによる内部格付制度の検証）

第二百十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、前条各項に定める検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

2　前項の検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一　分析に用いるデータが、分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、定期的に更新され、かつ、関連する観測期間にわたるものであること。

二　長期の実績データに基づくものであること。

三　景気循環による構造的な影響を受けないものであること。

四　検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類が整備されていること。

（推計値の是正）

第二百十四条　内部格付手法採用最終指定親会社は、PD、LGD又はEADの推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

2　前項の規定により基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用最終指定親会社は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。

3　PD、LGD又はEADの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、PD、LGD又はEADの実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

第七款　開示

（開示）

第二百十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条に定める事項を開示しなければならない。

第六款　内部格付制度及び推計値の検証